

水俣市監査委員公告第 9 号

水俣市監査基準第 4 条第 2 項に規定する定期監査のうち、令和 5 年度企業会計分を実施しましたので、同基準第 23 項の規定により、監査の結果に関する報告を別添のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 26 日

水俣市監査委員 永田 靖

水俣市監査委員 桑原 一知

## 令和5年度財務監査（定期監査：病院事業会計分）報告

### 1 監査の根拠

水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

### 2 監査等の種類

財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

### 3 監査等の対象

令和5年度病院事業会計に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

### 4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

### 5 監査等の主な実施内容

対象部署（総合医療センター）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

### 6 監査等の場所及び日程

- (1) 場所 監査事務局執務室内。ただし、現地監査は総合医療センター内
- (2) 日程
  - ア 事前監査 令和5年11月13日（月）から11月15日（水）まで、  
また、令和5年11月24日（金）に現地監査を実施。
  - イ 本監査 令和5年11月21日（火）から12月14日（木）まで

## 7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

### (1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

### (2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

### (3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

### (4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア 医業未収金の回収にあたり、民間事業者に業務委託を行うことにより、患者負担の公平性を確保し、未収金の解消を図っている。今後も引き続き未収金の解消に努められたい。(医事課)

イ 交際費や食糧費は、特に住民の疑惑を受けやすい経費であるため、その必要性や目的を明確にして慎重を期することが望まれる。支出基準を作成し、わかりやすく整理することを検討されたい。(総務課)

ウ 内容的に考えると、食糧費ではなく、交際接待費として取り扱ったほうが良いと思われるので、確認・検討されたい。

⑦令和5年4月11日馬場教授懇親会(総務課)

エ 接待に係るタクシー借上料についても、交際接待費として取り扱ったほうが良いと思われるので、確認・検討されたい。この場合の職員の往復のタクシー代についても、確認・検討されたい。(総務課)

### (5) 現地監査の結果 特になし。

## 別表「注意事項」

### 1 共通事項について

- (1) 運転者の酒気帯びの確認は安全運転管理者又は副安全運転管理者が行うべきだが、安全運転管理者等以外の者で実施されている。  
チェック対象者が多い場合や安全運転管理者が不在の場合には、安全運転管理者を補助する者が行っても差し支えないが、補助する者はあらかじめ指定しておくことになっているところ、酒気帯び確認実施要領の制定がないため、補助者が指定されていない。実施要領の制定及び補助者の指定を検討されたい。
- (2) 時間外の確認が保安室で実施されている。酒気帯びの有無の確認は業務委託でも差し支えないとなっているが、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合の、安全運転管理者への報告、運転中止の指示の流れ等の対応方法について、酒気帯び確認実施要領で定められたい。
- (3) 公用車アルコールチェック簿の記録で、確認者の印が無い、返却時刻の記載が無いものが散見された。(9/1:2件、9/7、9/8、9/11、9/12:2件、9/13、9/15、9/22、9/22、9/25、9/29、※9月分のみ記載 ※9/6、9/25、9/27は保安室分に記録有のため除いています。)
- (4) 連日の研修で、車の鍵を借りたままの場合にアルコールチェックがされていない場合があった。(プリウス 5/25 返却なし、5/30 返却なし、6/1 借用なし、6/2 返却なし、ノア 8/30 返却なし、8/31 借用なし等) 運転前、運転後の確認について徹底されたい。

### 2 収入事務について 特になし。

### 3 支出事務について

- (1) 時間外勤務命令簿の様式について、特に定めたものはないとのことだが、現在使用している会計年度任用職員の様式には、事前の命令印の欄が無い。時間外勤務は命令を受けて従事するものであり、水俣市病院事業事務決裁規程の専決事項の別表第1のとおり、課長（看護部においては副看護部長）が命令すべきである。
- (2) 院内学会の会場用生花について、消耗品であると思われるが、交際費で計上しているものがあった。(総務課)

### 4 契約事務について

- (1) 随意契約の見積合わせについて、1者であっても見積結果表は、手書きで記入するところがパソコンで作成しているものが見られたので、入札の際の開札調書を参考にされたい。
- (2) 随意契約の見積結果表が作成されていないものがあった。  
ア 令和5年度職員採用試験に係る試験問題集貸与及び採点処理業務委託  
イ 天井塗装業務委託
- (3) 委託契約約款の内容変更の通知が相手方から来ていたが、契約の再締結の有無の決裁を取るべきではないか。  
ア 産業廃棄物処理委託契約

### 5 物品管理事務等について 特になし。

## 令和5年度財務監査（定期監査：水道事業会計、公共下水道事業会計、一般会計（合併処理浄化槽設置事業）分）報告

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和5年度の定期監査として実施）

### 3 監査等の対象

令和5年度水道事業会計、公共下水道事業会計及び令和4年度、令和5年度一般会計（合併処理浄化槽設置事業）に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

### 4 監査の着眼点

「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

### 5 監査等の主な実施内容

対象部署（上下水道局）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て監査調書を作成し、その内容について対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

### 6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内。ただし、現地監査は上下水道局及び会計課内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年11月6日（月）から11月8日（水）まで、  
また、令和5年11月10日（金）に現地監査を実施。

イ 本監査 令和5年11月10日（金）から12月14日（木）まで

## 7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給について、支給誤りがあったので、適切に処理されたい。

(ア) 週休日と休日が重なった日の勤務分について振替手当を支給するのは、振替を行い、かつ代休を指定した場合で、その際は振替後の残り時間は平日単価とすべきだが、週休日単価で支給されている。(4/29 分 原水及び浄水費)

(イ) 週休日勤務分で振替対応後の残り時間は平日単価とすべきだが、週休日単価で支給されている。(5/7 分 原水及び浄水費、10/14 配水及び給水費 3 名分)

(3) 注意事項 別表のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

ア 水道施設の管理には専門知識や経験が必要で、1名の職員が任される形となっているが、水の安定供給や災害時の対応等を考慮し、計画的な採用、人事配置が必要ではないか。

イ 久木野及び有木・田頭地区採水業務委託について、週休日及び休日の採水業務を行うシルバー人材センターの業務と比べ、1か所当たりの1日単価で比べると、2分の1の価格となっている。

久木野地区 1日2か所 1,205 円、1か所当たり 602.5 円、

シルバー請負地区 1日8か所 9817.5 円、1か所当たり 1,227 円

相手方に不利益が生じないように、適正価格について検討されたい。(水道工務係)

(5) 現地監査の結果 特になし。

## 別表「注意事項」

### 1 共通事項について

- (1) 出張命令があるもので、酒気帯び確認記録簿に記載の無いものがあった。(4/24、5/24、5/29、6/6、6/21～23、6/26、9/28)
- (2) 酒気帯び確認記録簿に、確認者の印が無いもの、運転後確認の記録が無いものがあった。(5/23、5/26、5/29、7/27)
- (3) 酒気帯び確認記録簿に、安全運転管理者でない者が確認を行っているものがあった。(6/6、8/2、9/7、9/26、9/27)

酒気帯び確認実施要領が作成されていないため、安全運転管理者の業務を補助する者の指定ができていない。加えて、確認方法、特に対面での確認が困難な場合の取り扱い等を明らかにするため、実施要領を作成されたい。

### 2 収入事務について 特になし。

### 3 支出事務について

- (1) 出張命令書に、出張者の印が無いものがあった。(R5. 4/20・21 合志市) (R5. 6/21～23 熊本市)
- (2) ETC カード使用伺に記載があるが、出張命令書の作成が無いものがあった。(R5. 8/30 熊本市)
- (3) 金券等整理簿(切手受払用)に、訂正印の無いものがあった。担当を決めて、翌月に繰越す際に残数を確認する等を検討されたい。(R4. 11 月、R5. 1～3 月)(水道事業)

### 4 契約事務について

- (1) 久木野及び有木・田頭地区採水業務委託について、水道法第 20 条及び水道法施行規則第 15 条第 1 項により、水質検査を 1 日 1 回行わなければならないとされているが、業務委託期間が通年ではなく、4 月 11 日からとなっている。期間が途切れることのないよう、債務負担行為の設定を行う等検討されたい。(水道工務係)
- (2) 印紙が貼付されていないものがあった。
  - ① 圧着機修繕業務(給水サービス係)
- (3) 検査調書は作成されているが、検査結果通知書が作成されていないものがあった。
  - ① 船舶給水業務委託
  - ② 圧着機修繕業務
  - ③ 検針票印刷請負業務
  - ④ 第 1 水源地警備業務委託
  - ⑤ 週休日及び休日の採水業務
  - ⑥ 久木野及び有木・田頭地区採水業務委託

### 5 物品管理事務等について 特になし。